



Aomori Transformation

青森県基本計画
「青森新時代」
への架け橋

要覧

令和7年度



青森県総合社会教育センター
Aomori Prefectural Community Education Center

目 次

青森県教育施策の方針	1
令和7年度社会教育行政の方針と重点	2
1 令和7年度運営方針	3
2 令和7年度事業体系	4
3 令和7年度事業計画	5
4 令和6年度事業実績	10
5 施設・設備の概要	18
6 施設の概況	19
7 使用案内	24
8 令和6年度施設利用状況	25
9 職員組織	26
10 沿革	27
青森県総合社会教育センター条例	28
青森県総合社会教育センター規則	30
教育基本法、社会教育法	32

青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育

学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育

次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

令和7年度社会教育行政の方針と重点

1 方針

県民一人ひとりが、ウェルビーイング^{※1}の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重点

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財^{※2}の育成

- ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- イ キャリア教育支援の仕組みづくりの推進
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援体制の充実
- オ こどもの体験活動の推進

(2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

(3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ア 県民の学び直しやリカレント教育の推進
- イ 県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進
- ウ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※2 人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

1 令和7年度運営方針

青森県総合社会教育センターは、郷土に誇りを持ち、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育を推進するため、市町村、関係機関及び地域と連携しながら、次の取組みを総合的に実施する。

(1)社会教育関係職員等研修

社会教育関係職員等の資質向上を図るために必要な研修を行う

(2)人財育成

地域に誇りを持ち、地域活動に主体的に取り組む人財を育成するため、地域活動への参加支援、必要な知識やスキルを身につけるための実践的な研修を行う

(3)家庭教育支援

家庭教育支援体制の充実を図るため、家庭教育支援者の養成と資質向上のための専門的・実践的な研修、電話相談、情報発信等を行う

(4)キャリア教育体制支援

地域におけるキャリア教育支援のしくみづくり推進のため、保護者や地域住民等への研修や普及啓発、協力する企業の登録制度の運営に取り組む

(5)コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域学校協働活動を推進するため、市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等の資質向上を図る研修を行う

(6)学習情報等の充実

社会教育に関する情報の収集・提供、教材や機器等の維持管理、基礎資料となる調査研究を行う

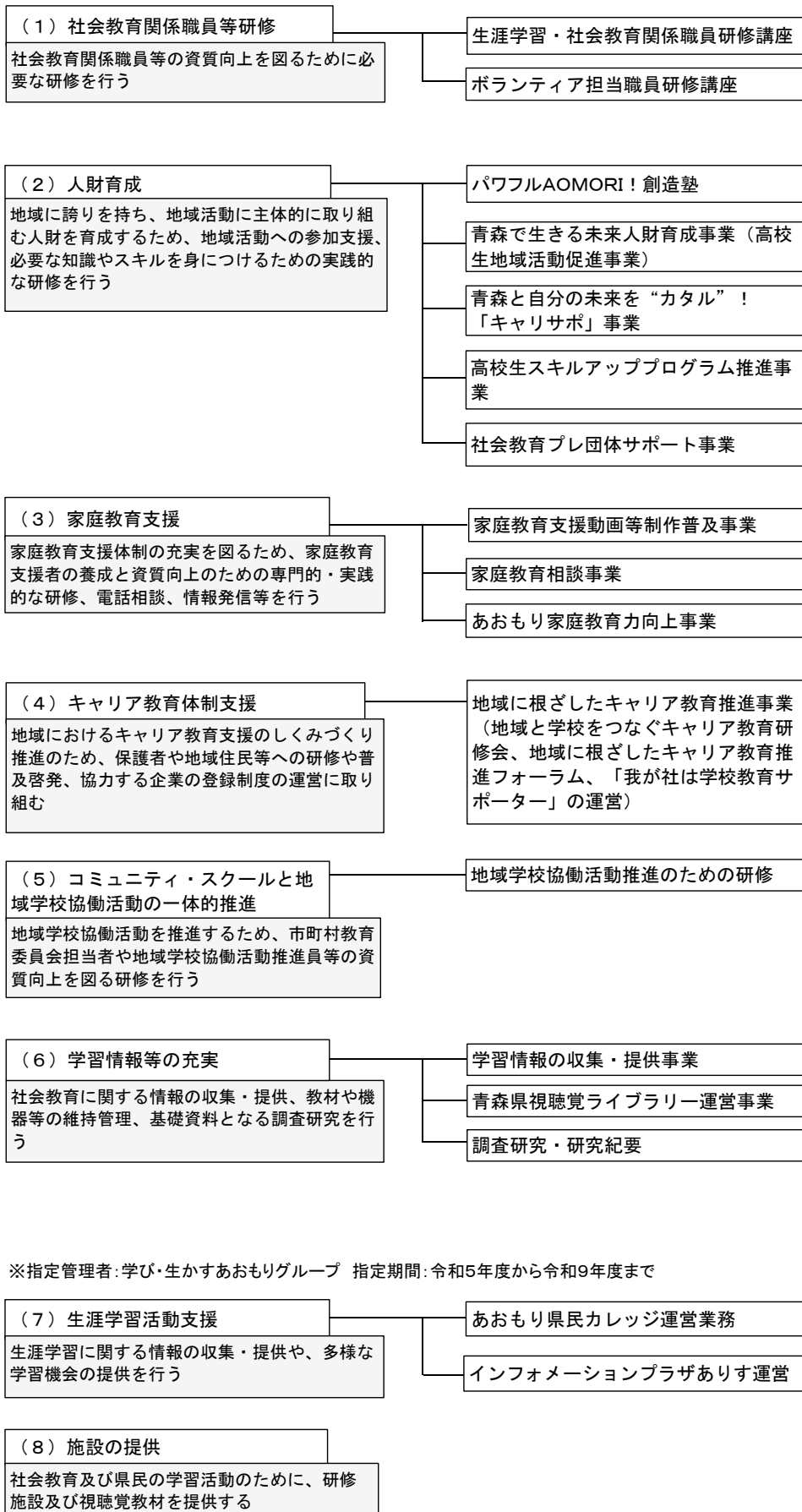
(7)生涯学習活動支援

生涯学習に関する情報の収集・提供や、多様な学習機会の提供を行う

(8)施設の提供

社会教育及び県民の学習活動のために、研修施設及び視聴覚教材を提供する

2 令和7年度事業体系



※指定管理者: 学び・生かすあおもりグループ 指定期間: 令和5年度から令和9年度まで

3 令和7年度事業計画

(1) 社会教育関係職員等研修

事業名	期日	対象	内容
生涯学習・社会教育関係職員研修講座			生涯学習・社会教育関係職員及び関係団体職員等の資質向上とネットワーク形成を図るために、業務遂行に係る基礎的・実務的な研修、地域課題の把握と課題解決につながる実践的な知識・技能の習得のための研修を行う。
センター研修 【新任職員研修】	前期 6月13日 後期 2月19日	・市町村教育委員会の生涯学習・社会教育担当職員や公民館職員（指定管理者も含む）	【前期】「生涯学習・社会教育」はじめての一步 【後期】「学びを通じた地域づくり」
【選択研修】	①6月27日 ②7月 8日 ③7月15日 ④8月29日 ⑤11月10日 ⑥12月3日		①「広報業務に係るSNS活用の実際」 ②「オンライン会議・研修の実施方法」初級編 ③「スマホ1つでOK！動画作成講座」 ④「障がい者の生涯学習を支える自治体の役割」 ⑤「参加意欲を促すチラシの作り方」 ⑥「ファシリテーター講座」初級編 会場：県総合社会教育センター
地区研修	①5月13日 ②9月10日 ③7月23日 ④5月21日 ⑤6月25日 ⑥9月25日		①【東青】「業務軽減につながるICTの利用について」 (県総合社会教育センター) ②【西北】「地域学校協働活動をリノベーションするCS」 (日本海拠点館) ③【中南】「社会教育委員としての役割について」 (旧弘前偕行社) ④【上北】「まちづくりのファシリテーション技術」 (おいらせ町みなくる館) ⑤【下北】「もったいないから未来をつくる」 (下北文化会館) ⑥【三八】「地域の次代を担う若者の育成」 (五戸町立公民館)
伴走型支援		・市町村教育委員会、公民館、地域学校協働活動及びCSに関わる団体、学校等	市町村の取組をサポートするため、市町村等の職員とともに課題解決に取り組む伴走型の支援を行う。 【伴走型支援の内容等】 (1) 受付期間：通年 (2) 相談対応：随時 (3) 依頼方法：伴走型支援依頼申込書を提出 (4) 支援内容：センターが実施する事業等のノウハウや専門職としての知見及び経験に基づいた指導・助言・相談対応等を行う。
ボランティア担当職員研修講座	7月4日	・市町村の教育委員会及び首長部局職員、NP0やボランティア関係団体、市町村社会福祉協議会職員、ボランティアに関心のある一般県民等	ボランティア担当職員、実践活動者等の資質の向上を目的とした研修講座を開催し、本県の社会参加活動の推進及び充実を目指す。 〔会 場〕 県総合社会教育センター 〔テーマ〕 「この地域が大好き！～先人から今、そして未来へ想いをつなぐ～」

(2) 人財育成

事業名	期日	対象	内容
パワフルAOMORI！創造塾	〔第1回〕 7月19日 〔第2回〕 8月23日 〔第3回〕	・青森県在住で18歳以上の方(年間を通じて参加できる方) ・地域を元気にした	地域づくりの担い手となる人財を育成するため、活力ある持続可能な地域づくりに係る講義・演習等を行うとともに、育成した人財相互及び地域活動に関わる関係者等のネットワーク形成を促進する。

	9月27日 〔第4回〕 10月18日 〔第5回〕 11月 8日 〔第6回〕 12月 6日	いという想いのあ る方 ・ネットワーク形成 に協力できる方	〔主な講座内容〕 1 講義・演習 2 フィールドワーク・演習 3 交流会 4 アクションプラン作成 5 発表
青森で生きる未来人財育成事業 (高校生地域活動促進事業)	年 間	・高校生	青少年の自己肯定感や主体性を高めることを目的として、高校生を県内各地で行われる地域活動に派遣する。 1 オンライン講座の実施 (1) 「ボランティア活動」 (2) 「ボランティア活動の実際」 講義を事前収録し、6月～2月の期間で配信する。 2 対面講座の実施 (1) 【西北】7/13(日)「子育て支援ボランティア」 (五所川原市地域福祉センター) (2) 【中南】7/19(土)「スポーツボランティア」 (弘前市運動公園陸上競技場) (3) 【上北】7/26(土)「地域とともにはぐくむボランティア活動」 (コミュニティカフェ ハピたのかふえ) 3 地域活動への派遣 (1) 対象 市町村及びボランティア団体等 (2) 内容 多様な地域活動(学習支援、レクリエーション、イベント補助、異年齢交流等の体験活動等)
青森と自分の未来を“カタル”! 「キャリアサポ」事業	年 間	・高校生等及び大学生	ふるさとに誇りを持ち、主体的に行動できる若者を育成するため、研修によって、一定のスキルを身につけた大学生が高校生等と将来について語り合うワークショップを開催し、双方のキャリア形成を図る。 1 大学生への研修会等の開催 (1)基礎研修(ワークショップ演習を含む) 6/1, 8, 15, 22(いずれも日曜日) (2)合同リハーサル研修 8/9(土), 10(日), 18(月), 19(火), 2/7(土), 8(日) (3)応用研修 10/13(月), 3/16(月) (4)企画運営会議 5/11(日), 7/13(日), 12/7(日), 3/24(火) 2 ワorkshop開催(10回) (1) 8/27(水)大湊高校 (2) 29(金)五所川原工科高校 (3) 9/ 3(水)藤崎中学校 (4) 5(金)弘前南高校 (5) 8(月)柴田学園高校 (6) 10(水)六ヶ所高校 (7) 12(金)黒石高校 (8) 19(金)五所川原第二中学校 (9) 22(月)道仏中学校 (10) 2/20(金)八戸工業大学第二高校
高校生スキルアッププログラム 推進事業	年 間	・高等学校及び特別 支援学校高等部生徒	学校外学修への積極的な取組とレポート作成によって、高校生の知識や経験の幅を広げ、社会の変化に柔軟に対応して、たくましく生きるための様々なスキルの向上を図る。
社会教育プレ団体サポート事業	年 間	・高校生、大学生、 専門学校生等の団体	高校生・大学生・専門学生等を中心に社会参加活動を行っている団体を「社会教育プレ団体」に認定し、当該団体と連携しながら、青少年の社会参加活動推進と団体の自立を促すことを目的とした支援事業を実施する。 1 団体の認定 2 活動に対する支援 3 コミュニケーション構築のための交流会を開催

(3) 家庭教育支援

事業名	期日	対象	内容
家庭教育支援動画等制作普及事業	年間	・県民	子育て情報を動画により発信することで、子育てに対する不安や悩みを解決する糸口とし、家庭教育の充実を図る。 1 家庭教育支援動画等の制作(委託業者制作) 2 家庭教育支援動画等の配信 3 あおもり子育てネットの活用・普及啓発
家庭教育相談事業 ～すこやかほっとライン～	年間 月・水・木曜日(祝日・年末年始を除く) 13時～15時	・県民 (乳幼児から高校生までの子をもつ保護者やその家族)	子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、乳幼児から高校生までの子をもつ保護者や家族を対象に、電話・メール等により、寄り添い型の家庭教育相談を行う。 1 電話相談 2 メール相談(24時間受付)
あおもり家庭教育力向上事業			地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論学習や心構えを学ぶ講座を開催し、子育てを応援する人材を育成・活用する。
あおもり家庭教育アドバイザー養成講座	6月～11月	・家庭教育支援者を 目指す人及び活動 中の方 ・家庭教育支援に関 心のある方 ・市町村の家庭教育 担当者 等 定員 各地区30人	1 実施場所 県内2地区 ・西北地区(つがる市生涯学習交流センター松の館) ・三八地区(八戸市総合教育センター) 2 実施回数 各6回 3 内容 今日的な家庭教育支援の現状及び課題、またその解決方法等について、講義・演習形式で学ぶ。
あおもり家庭教育アドバイザースキルアップ研修	9月28日	・あおもり家庭教育 アドバイザー	1 実施場所 県総合社会教育センター 2 内容 講義「本県の家庭教育を取り巻く環境と課題、今後の家庭教育支援の在り方について」(案) 演習「親楽プログラムⅠ」「親楽プログラムⅡ」
あおもり家庭教育アドバイザーの活用	年間	・あおもり家庭教育 アドバイザー ・県民	1 アドバイザー登録情報の管理 2 アドバイザー派遣

(4) キャリア教育体制支援

事業名	期日	対象	内容
地域に根ざしたキャリア教育推進事業	[キャリア教育研修会] 東青地区 9月4日 上北地区 11月5日 [フォーラム] 10月24日	・企業・NPO・各種団体・地域住民(PTA含む) ・地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)等 ※学校関係者(市町村教育委員会、近隣学校の教職員等)も参加可 ・企業・NPO・各種団体・地域住民、我が社は学校教育サポーター登録企業等、地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)、学校関	企業・NPO・各種団体・地域住民等の関係者が、学校において行われるキャリア教育について相互に理解を深め、地域のこどもたちに郷土への愛着と誇りを持たせるため、以下の事業を実施し、地域に根ざしたキャリア教育が推進されるための環境整備を進める。 1 地域と学校をつなぐキャリア教育研修会(県内2地区) ・東青地区(外ヶ浜町立蟹田中学校) ・上北地区(十和田市立大深内中学校) (1) 講義「地域におけるキャリア教育の意義と役割について」 (2) 見学「地域住民による社会人講話～働く人と生徒との対話集会～」 2 地域に根ざしたキャリア教育推進フォーラム (1) 開会行事 (2) 講演 (3) 意見交換会 (4) 閉会行事 3 「我が社は学校教育サポーター」の運営全般

		係者等	
--	--	-----	--

(5) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

事業名	期日	対象	内容
地域学校協働活動推進のための研修	6月6日	・市町村教育委員会担当職員 ・地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター） 等	地域学校協働活動の推進に向けて、地域と学校が協働する仕組みづくりに関わる市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等の資質向上を図る。 〔講義・演習〕 「シン・社会教育で、地域と学校の持続可能で幸せな未来をつくろう」

(6) 学習情報等の充実

事業名	期日	対象	内容
学習情報の収集・提供事業	年間	・県民	1 県民の生涯学習活動を促進するために必要とされる各種情報を収集し、一覧をインターネットにより県民へ提供する。 2 県民の誰もが、いつでも、どこでも、インターネットで手軽に学べるeラーニング教材の配信及び管理を行う。 (1) 元気青森人PowerUpコンテンツ (2) あおもり学インターネット講座 (3) あおもり子育てネット 3 サーバ・パソコン機器等を維持管理し、ICT講座等を実施できる環境を整備する。
青森県視聴覚ライブラリー運営事業	年間	・県民	県内の視聴覚教育の振興発展に寄与するに当たり、「青森県視聴覚ライブラリー」を運営し、映像資料の収集・保管及び活用を図る。

(7) 生涯学習活動支援（主に指定管理者が行う事業）

事業名	期日	対象	内容
あおもり県民カレッジ運営業務	年間	・県民	県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、興味・関心の高いテーマについて体系的・継続的に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、学習成果を生かして社会参加できることを目的として、県民の生涯学習を総合的に支援する。
あおもり県民カレッジの運営全般	年間	・県民	1 カレッジ学生への対応 学生募集、学生証の交付、単位認定 2 連携機関への対応 登録受付、連携機関連絡会議の開催（県内6地区）、タイアップによる講座・イベント開催
普及啓発	年間	・県民	1 生涯学習フェア2025の開催 9月27日(土) 2 普及啓発情報収集 連携機関等への取材、社会参加に関する情報の収集 3 生涯学習HPの作成 4 情報誌「てのひら」作成
学習情報提供・学習相談	年間	・県民	1 学習相談 2 学習情報提供 学習機会情報・活動機会情報の収集及び提供
学習機会提供	年間	・県民	1 地域キャンパス講座開催 県内6地区で開催 2 ボランティア自主講座の開催（社会参加活動支援） 3 ボランティア活動支援機関連絡会議の開催
評価サービス	年間	・県民	・ 県民カレッジ学生への評価サービス 奨励賞・認定証の交付、ボランティア証明書の発行
学友会活動支援	年間	・県民	・ 学友会活動支援（県内4地区） 学習機会の情報交換、講座開催等の連携
インフォメーションプラザありす運営業務	年間	・県民	生涯学習に関する総合窓口として、各種の相談対応のほか、視聴覚教材の貸出サービス、図書資料等の閲覧サービス等を行う。 1 窓口対応（各種問い合わせ対応、情報提供等）

			2 視聴覚教材貸出サービス
			3 ポスター、チラシ、図書資料等の展示
			4 社会参加活動支援センターの運営
			社会参加活動の事例紹介と活動先のマッチング

4 令和6年度事業実績

(1) 社会教育関係職員等研修

事業名	期日	対象	内容
生涯学習・社会教育関係職員研修講座			生涯学習・社会教育関係職員及び関係団体職員等の資質向上とネットワーク形成を図ることを目的に、業務遂行に係る基礎的・実務的な研修、地域課題の把握と課題解決につながる実践的な知識・技能の習得のための研修を行った。
センター研修		・市町村教育委員会の生涯学習・社会教育担当職員等	
【ベーシック研修】 新任職員想定 〔基礎研修〕	A日程 5月28日 B日程 9月3日	受講者 30人 受講者 19人	A日程・B日程 ※A、B日程共に全く同内容 【講義】「いま、生涯学習・社会教育関係職員に求められること」 【演習】「『熟議』を体験してみよう」 ～発表しない、まとめない！？えっ！？～ 講師 秋田県生涯学習センター 主査(兼)社会教育主事 皆川 雅仁
【スキルアップ研修】 中堅職員・管理職等想定 〔スキルアップ研修1〕	C日程 8月23日	受講者 22人	C日程 【講義】「北海道北広島市の社会教育行政と地域づくりマネジメント」 【演習】「チームビルディングのための合意形成」 ～チームコミュニケーションのトレーニング～ 講師 北海道北広島市教育委員会 教育部長 吉田 智樹
〔スキルアップ研修2〕	D日程 7月12日	ア 受講者 17人 イ 受講者 21人 ウ 受講者 19人 受講者 23人	D日程 【講義・演習】 「実践演習！講座の新たな企画・運営のヒント」 ～講座のマンネリ化対策の秘訣とは～ 【選択講座】 ア「ICT活用に関する講座」 講師 岩手県生涯学習推進センター 社会教育主事 高橋 啓 イ「青少年教育に関する講座」 講師 国立青少年教育振興機構 青少年教育研究センター 企画室長 樋口 拓 ウ「成人教育（高齢者対象）に関する講座」 講師 山形県生涯学習センター 学習振興部 主幹(兼)部長補佐 岡崎 和貴 会場：県総合社会教育センター
地区研修	①5月13日 ②9月24日 ③7月24日 ④5月16日 ⑤9月19日 ⑥9月27日	受講者 22人 受講者 38人 受講者 53人 受講者 21人 受講者 28人	①【東青】「デジタル・ディバイド（情報格差）解消に向けた企画運営～公式アカウント等を活用した地域住民への情報配信～」(県総合社会教育センター) 講師 エイチビースタイルング 代表 高森 三樹 ②【西北】「出番です！こどもまんなかの地域づくり、子育て支援」(中泊町総合文化センター「パルナス」) 講師 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長 認定NPO法人びーのびーの 理事長 奥山 千鶴子 ③【中南】「地域と防災」(黒石公民館) 講師 一般社団法人 男女共同参画地域みらいねっと 代表理事 小山内 世喜子 ④【上北】「持続可能な地域の活性化、そのためのつながりづくりと人づくり～社会教育の役割～」(野辺地町公民館) 講師 いちのせき市民活動センター センター長 小野寺 浩樹 ⑤【下北】「『持続可能な地域づくり』をするための人材の育成」(むつ合同庁舎) 講師 岩手県教育委員会 教育委員 新妻 二男 ⑥【三八】「地域を活性化させるためのつながりづくり」(五戸町立公民館) 講師 弘前大学 教育学部 准教授 越村 康英

ボランティア関係機関職員養成講座	7月17日	・市町村の教育委員会及び首長部局職員、市町村社会福祉協議会職員、NPO、ボランティア関係団体、ボランティアに関心のあ一般県民等 受講者 163人	ボランティア関係者、実践活動者等の資質の向上を目的とした対話・参加型の講座を開催し、本県の社会参加活動の推進及び充実を図った。 〔会場〕 県総合社会教育センター 〔講義〕 「地域とともにはぐくむボランティア活動」 講師 十和田NPO子どもセンター・ハピたの 代表理事 中沢 洋子 〔事例発表〕 五所川原第一高等学校 教諭 三國 佑太 ボランティアサークル「麦の会」 代表 若木 政人
------------------	-------	---	---

(2) 人財育成

事業名	期日	対象	内容
パワフルAOMORI！創造塾	〔第1回〕 7月27日 〔第2回〕 8月24日 25日 〔第3回〕 9月28日 〔実践活動〕 10月5日 〔第4回〕 11月16日	・青森県在住で18歳以上の方 ・地域を元気にしたいという想いのある方 ・ネットワーク形成に協力できる方 ・1年間を通じて参加できる方 塾生12人(ベーシックコース7人、アクティブコース5人)	地域活動に係る潜在的な人財を掘り起こし、講義・演習や企画・運営を通して、地域を担う人財を育成するとともに、育成した人財相互及び地域活動に関わる関係者等のネットワーク形成を促進した。 〔第1回〕 【開講式、オリエンテーション】 【講義・演習】「地域活動って何?～そして自分の出来ること～」 講師 NPO法人ACTY 理事長 株式会社ACプロモート 代表取締役 町田 直子 〔第2回〕 ▼ベーシックコース 【講義・演習】「海猫ふれんずと考える地域活動・地域づくり」 講師 海猫ふれんず 小田桐 咲、平沼 日菜子 【実践活動】「地域活動の企画・準備」 ▼アクティブコース 【講義・演習】「地域活動～具体的に動くために必要なこと～」 講師 NPO法人ACTY 理事長 株式会社ACプロモート 代表取締役 町田 直子 【実践活動】「アクションプランづくり」 〔第3回〕 【講義・演習】「好きな場所で好きなことをする」 講師 つるた街プロジェクト 代表 岡 詩子 ▼ベーシックコース 【実践活動】「地域活動の企画・準備」 ▼アクティブコース 【実践活動】「アクションプランづくり」 【実践活動】 ▼ベーシックコース 【実践活動】「地域活動の運営」 ▼アクティブコース 【実践活動】「地域活動の運営補助」 〔第4回〕 【交流会】「パワフル交流会」

			<p>【発表準備】「アクションプラン発表会 資料準備」</p> <p>〔第5回〕 12月7日</p> <p>【発表】「アクションプラン発表会」 講評 NPO法人ACTY 理事長 株式会社ACプロモート 代表取締役 町田 直子</p> <p>【閉講式】</p>
青森で生きる未来人財育成事業	年 間 6月9日 6月15日 6月30日	<p>・高校生</p> <p>受講者 41人</p> <p>受講者 31人</p> <p>受講者 27人</p> <p>登録者 52人 派遣回数16回 延べ25人</p>	<p>青少年の自己肯定感や主体性を高めることを目的として、高校生を地域で行われるボランティア活動に派遣した。</p> <p>1 ボランティアチーム養成講座（オンライン）の実施</p> <p>(1) 講義 「ボランティア活動」 講師 日本赤十字社青森県支部 事業推進課 主事 岩井 雄太郎</p> <p>(2) 講義 「スポーツボランティア」 講師 株式会社 ブランデュー弘前 代表取締役 西澤 雄貴</p> <p>(3) 講義「子育て支援ボランティア」 講師 family café あづま〜る 代表 藤林 秀 全3回、時間14:00~15:00</p> <p>2 ボランティアチーム員の派遣</p> <p>(1) 対象 市町村及びボランティア団体等</p> <p>(2) 主な派遣先と内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森スポーツクリエイション株式会社／青森ワッツホームゲーム ・特定非営利活動法人 日本人財発掘育成協会／ギビング・ツリー2024 ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会／広報ボランティア
大学生とカタル！キャリア形成サポート事業	年 間	<p>・高校生等及び大学生</p>	<p>規定の研修を受講した大学生が自身の体験談や生徒と直接対話するワークショッププログラムを企画・運営し、高校生等には、今と将来の自分について考え、向き合う機会とすることで、互いに自らの夢や目標に向かう主体性が育まれるよう促し、キャリア形成を図った。</p> <p>1 ワークショップ「キャリアサポ」（高校企画）、「Jr. キャリサポ」（中学校企画）の実施（全16校、13企画）</p> <p>8/26（月）北斗高 8/28（水）大湊高 8/30（金）野辺地西高 9/3（火）蟹田中・三厩中・今別中・蓬田中 9/4（水）弘前南高 9/6（金）五所川原第一高 9/9（月）六ヶ所高 9/11（水）七戸町立天間林中 9/13（金）むつ市立田名部中 9/18（水）三本木農業恵拓高 9/20（金）黒石高 2/12（水）八戸工業大学第二高 2/18（火）柴田学園高</p> <p>2 キャリア形成の支援</p> <p>(1)大学生とカタル！キャリア形成サポート事業に係る会議の開催(大学生会議)</p> <p>(2)大学生とカタル！キャリア形成サポート事業教員対象担当者会議の開催</p> <p>(3)ワークショップに係る大学生研修会（基本研修、ワークショップ演習、応用研修、チーフ研修、合同リハーサル）の実施</p>
高校生スキルアッププログラム推進事業	年 間	<p>・高等学校及び特別支援学校高等部生徒</p> <p>参加生徒数</p>	<p>高校生の校外での社会参加活動を促進するため、学校外学修の機会に関する情報提供を行うとともに、学校外学修に積極的に取り組み、所定の基準を満たした高校生に「高校生スキルアップ認定証」「高校生スキルアップ奨励証」を交付した。</p>

		3,714人 認定証交付者 54人 奨励証交付者 45人	・教員説明会5/10（金）オンライン開催 高校担当者向けに事業説明会を行った。年度始めに学校との情報共有を行ったことで、円滑な事業実施につなげることができた。
青少年社会参加活動・創作活動モデル団体研究事業	年 間	・高校生、大学生、専門学校生等の団体	高校生・大学生・専門学生等を中心に社会参加活動・創作活動を行っている団体を支援し、青少年の社会参加活動・創作活動の推進に取り組むための方策を研究した。 1 4団体の指定 (1)Lesta (2)OLION.liveproject (3)青森大学三味線部「あおしやみ」 (4)弘前大学カーリングサークル「Glacies」 2 代表者会議の開催 12/21(土) ・社会教育センター第2教材開発室 ・3団体9人参加

(3) 家庭教育支援

事業名	期日	対象	内 容
家庭教育支援動画制作普及事業	年 間	・県民	子育て情報を動画により発信することで、子育てに対する不安や悩みを解決する糸口とし、家庭教育の充実を図った。 1 家庭教育支援動画等の制作(委託業者制作) ア 家庭教育ってなに？ イ 家庭から始める防災(小学校低学年編、中・高学年編、小学校編、中高生編、総集編) ウ あおもり家庭教育アドバイザー エ あおもり子育てネットCM 2 家庭教育支援動画等の配信 ア 社会教育センターHP イ YouTube、Facebook、Instagram、xで配信(2/1～2/28) 3 あおもり子育てネットの活用・普及啓発 ア ポスター 県内幼稚園、保育園、こども園、小中高等学校、支援団体等1,600箇所へ送付 イ チラシ 大型商業施設や当センター家庭教育関係事業にて配布(2,000部作成)
家庭教育相談事業 ～すこやかほっとライン～	年 間 月・水・木 曜日(祝日 ・年末年始 を除く) 13時～15時	・県民 (乳幼児から高校生 までの子をもつ保 護者やその家族)	子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、乳幼児から高校生までの子をもつ保護者や家族を対象に、電話・メール等により、寄り添い型の家庭教育相談を行った。 1 電話相談 10件 2 メール相談(24時間受付) 7件 3 面談相談(事前連絡が必要) 0件
あおもり家庭教育力向上事業			地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論学習や心構えを学ぶ講座を開催するとともに、そこで養成した人材を「あおもり親楽プログラム」を使う研修会に派遣した。
あおもり家庭教育アドバイザー養成講座	6月～11月	・家庭教育支援者を 目指す人及び活動 中の方 ・家庭教育支援に関 心のある方 ・市町村の家庭教育 担当者 等 定員 各地区30人	1 実施場所 県内2地区 ・中南地区(弘前市総合学習センター) ・下北地区(下北文化会館) 2 実施回数 各6回 3 内容 今日的な家庭教育支援の現状及び課題、またその解決方法等について、講義・演習形式で学んだ。
第1回	中南地区 6月11日 下北地区	受講者 10人	[開講式][オリエンテーション] [講義]「家庭教育支援者の役割・心構え」 講師 特定非営利活動法人十和田NPO子どもセンター・

		6月21日	受講者 3人	ハピたの 代表理事 中沢 洋子
第2回	中南地区	7月4日	受講者 11人	[講義]「子どもの気持ちを理解するために」 講師 八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科 教授 差波 直樹
	下北地区	7月31日	受講者 10人	[演習]「あおもり親楽プログラムⅠ」 進行 総合社会教育センター職員
第3回	中南地区	8月22日	受講者 6人	[見学・講義]「家庭教育支援チーム・子育て支援団体等参観」 講師 社会福祉法人五倫会 幼保連携型認定こども園 美郷こども園 保育教諭 井澤 直央子
	下北地区	8月2日	受講者 9人	講師 社会福祉法人むつ中央福祉会 大平保育園 園長 岩谷 涼子
第4回	中南地区	9月5日	受講者 12人	[講義]「気になる子どもの理解と対応」 講師 青森県発達障がい者支援センターDoors センター長 分枝 篤史
	下北地区	9月12日	受講者 8人	[演習]「あおもり親楽プログラムⅡ」 進行 総合社会教育センター職員
第5回	中南地区	10月17日	受講者 10人	[講義]「今、親が悩むこと～親子のコミュニケーション～」 講師 柴田学園大学生活創生学部 こども発達学科 講師 萩臺 美紀
	下北地区	10月24日	受講者 8人	[演習]「あおもり親楽プログラムⅢ」 進行 総合社会教育センター職員
第6回	中南地区	11月20日	受講者 9人	[演習]「あおもり親楽プログラムⅣ」 進行 総合社会教育センター職員
	下北地区	11月6日	受講者 9人	[閉講式]
あおもり家庭教育アドバイザースキルアップ講座	11月17日	・あおもり家庭教育アドバイザー 受講者 24人	1 実施場所 県総合社会教育センターからのオンライン配信 2 内容 [講義]「スマホと子育て」 講師 株式会社ミヤノモリ・ラボラトリー 代表取締役 高橋 大洋	
あおもり親楽プログラム普及活動	6月～2月	・県民	「あおもり親楽プログラム」を活用した研修講座等を支援するため、あおもり家庭教育アドバイザーを活用し、地域における家庭教育支援の活性化を図った。	
あおもり家庭教育アドバイザー登録情報の管理	年間		登録情報の変更等の確認を行った。	
あおもり家庭教育アドバイザーの活用	年間	派遣回数 16回 延べ34人	あおもり家庭教育アドバイザー養成講座における演習についての助言、生涯学習フェアにおけるブース出展等。	

(4) キャリア教育体制支援

事業名	期日	対象	内容
地域の今と未来をつなぐキャリア教育推進事業	[キャリア教育研修会] 三八地区 7月22日 中南地区 11月28日	・企業・NPO・各種団体・地域住民(PTA含む) ・地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)等 ※学校関係者(市町村教育委員会、近隣学校の教職員等)も参加可 三八地区 受講者 22人	企業・NPO・各種団体・地域住民等の関係者が、学校において行われるキャリア教育について相互に理解を深めるため、以下の事業を実施し、キャリア教育が推進されるための環境整備を進めた。 1 学校と地域・企業等をつなぐキャリア教育研修会(県内2地区) ・三八地区(八戸市立長者中学校) ・中南地区(大鰐町立大鰐中学校) (1) 講義 「地域の教育力によるキャリア教育の充実」 講師 認定NPO法人ハーベスト 代表理事 山崎 賢治 (2) 演習 「キャリア教育の実際から学ぶ～働く人と生徒との対話集会～」

		中南地区 受講者 36人 ・企業・NPO・各種団体・地域住民、我が社が学校教育サポーター登録企業等、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）、学校関係者等 参加者 58人	2 地域資源を活用したキャリア教育推進フォーラム (1) 開会行事 (2) 講演 「地域の宝を探し出せ～高校生レストランの仕掛け人が語る～」 講師 一般社団法人未来の大人応援プロジェクト 代表理事 岸川 政之 (3) 意見交換会 (4) 閉会行事 3 「我が社は学校教育サポーター」の運営全般 ・登録企業から報告された令和5年度実績集計結果 (令和7年2月調査まとめ) 出前授業：1,319件、職場見学：763件、職場体験・インターンシップ：947件、その他：147件 ・登録企業数：728社（令和6年2月現在） ・「我が社は学校教育サポーター」への新規登録 25社 ・学校からの依頼に対する仲介 15件
--	--	---	---

(5) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

事業名	期日	対象	内容
地域学校協働活動推進のための研修	6月6日	・市町村教育委員会担当職員 ・地域学校協働活動推進員 ・地域コーディネーター等 受講者 43人	地域学校協働活動の推進に向けて、地域と学校が協働する仕組みづくりに関わる市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等の資質向上を図った。 [講義・演習] 「社会教育で、地域の持続可能&幸せな未来をつくろう」 講師 岩手県生涯学習振興協会 事務局長 佐々木 勉

(6) 学習情報等の充実

事業名	期日	対象	内容																		
学習情報の収集・提供事業	年間	・県民	1 県民の生涯学習活動を促進するために必要とされる各種情報を収集し、一覧をインターネットにより県民へ提供するとともに、サーバ・パソコン機器等を維持管理し、ICT講座等を実施できる環境を整備した。 なお、視聴覚教材情報の登録データ件数については、令和5年度末の16mmフィルム貸出終了及び棚卸による教材整備により減となっている。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>登録データ件数</th> <th>アクセス件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学習機会情報</td> <td>2,610</td> <td>1,107</td> </tr> <tr> <td>2 指導者人材情報</td> <td>141</td> <td>322</td> </tr> <tr> <td>3 団体・サークル情報</td> <td>145</td> <td>693</td> </tr> <tr> <td>4 視聴覚教材情報</td> <td>2,706</td> <td>364</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,602</td> <td>2,486</td> </tr> </tbody> </table> 2 県民の誰もが、いつでも、どこでも、インターネットで手軽に学べるeラーニング教材の配信及び管理を行った。 (1) 元気青森人PowerUpコンテンツ 計92本 アクセス件数 175 (2) あおもり学インターネット講座 計21本 アクセス件数 604		登録データ件数	アクセス件数	1 学習機会情報	2,610	1,107	2 指導者人材情報	141	322	3 団体・サークル情報	145	693	4 視聴覚教材情報	2,706	364	計	5,602	2,486
	登録データ件数	アクセス件数																			
1 学習機会情報	2,610	1,107																			
2 指導者人材情報	141	322																			
3 団体・サークル情報	145	693																			
4 視聴覚教材情報	2,706	364																			
計	5,602	2,486																			

			(3) あおもり子育てネット 計45本 アクセス件数 3,585
青森県視聴覚ライブラリー運営事業	年 間	・県民	県内の視聴覚教育の振興発展に寄与するに当たり、「青森県視聴覚ライブラリー」を運営し、青森県関係記録映像ビデオのデジタル化、購入、保管管理を行った。 1 デジタル化 県政番組 263本 2 視聴覚資料購入 3本

(7) 生涯学習活動支援（主に指定管理者が行う事業）

事業名	期 日	対 象	内 容
あおもり県民カレッジ運営業務	年 間	・県民	県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、興味・関心の高いテーマについて体系的・継続的に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、学習成果を生かして社会参加できることを目的として、県民の生涯学習を総合的に支援した。
あおもり県民カレッジの運営全般	年 間	・県民 連携機関数 374 (体験施設88か所)	1 学生募集 2 学生対応 (1)入学受付（随時） (2)学生数 29,297人（内新規1,058人） 教養学習コース 26,154人 子どもカレッジコース 3,146人 (3)単位認定サービス 認定証交付件数 194件（教養学習コース144件、子どもカレッジコース 50件） 奨励賞交付件数 47件（教養学習コース28件、子どもカレッジコース24件） (4)学友会活動支援：中南地区及び三八地区 (5)あおもり県民カレッジ連携機関との連携・協力 連携機関連絡会議の開催
普及啓発	年 間 10月5日 7月27日 2月15日	入場者 550人 入場者 450人 入場者 253人	1 生涯学習フェアの開催 あおもり県民カレッジ公開授業「私にとって学びとは」 あおもり県民カレッジ認定証交付式 記念公演「やさしい言葉の教室へ、ようこそ」講師：和合亮一（詩人） 2 子ども向けイベント (1)夏のこどもまなびフェスタの開催 (2)冬のこどもまなびフェスタの開催 3 県民カレッジ&生涯学習情報誌「てのひら」の作成・発行（年4回） 4 映画鑑賞会開催（6回） 5 ホームページ、フェイスブック、インスタグラムによる情報提供
学習情報提供・学習相談	年 間	・県民	1 学習相談の実施 学習相談の受付（窓口、電話、FAX、郵便、メール等による） 相談件数：59件 2 活動機会情報の収集及び提供 青森県学習情報提供サイト（ありすネット）への学習情報の登録 3 マスメディア活用による情報提供
学習機会提供	年 間	・県民	1 地域キャンパス講座(県内6地区)開催 開催数：計49回（東青11回、西北13回、中南7回、上北6回、下北6回、三八6回） 受講者数：延べ1,564人 2 社会参加活動支援 (1)ボランティア講師による自主講座の開催 講座数：81講座、受講者数：延べ554人、講師登録数：129人 (2)まなびサポーター（各種講座やイベントにおける運営ボランティア）の登録・活動奨励 登録者数35人（内高校生15人）

			延べ活動者数：126人 (3) イベント時における高校生・中学生ボランティアの活動奨励 延べ活動者数：12人
インフォメーションプラザありず運営業務	年間	・県民	1 窓口対応 2 視聴覚教材貸出しサービス 3 ポスター、チラシの配架 4 学習成果の展示

5 施設・設備の概要

名称 青森県総合社会教育センター
 所在地 青森市大字荒川字藤戸119-7
 建築概要 敷地面積/16,815㎡
 延床面積/7,053㎡
 建物構造/鉄筋コンクリート造 地上4階 塔屋1階
 建築工事期間/起工 昭和61年7月16日/竣工 平成元年5月10日
 総工事費/23億円

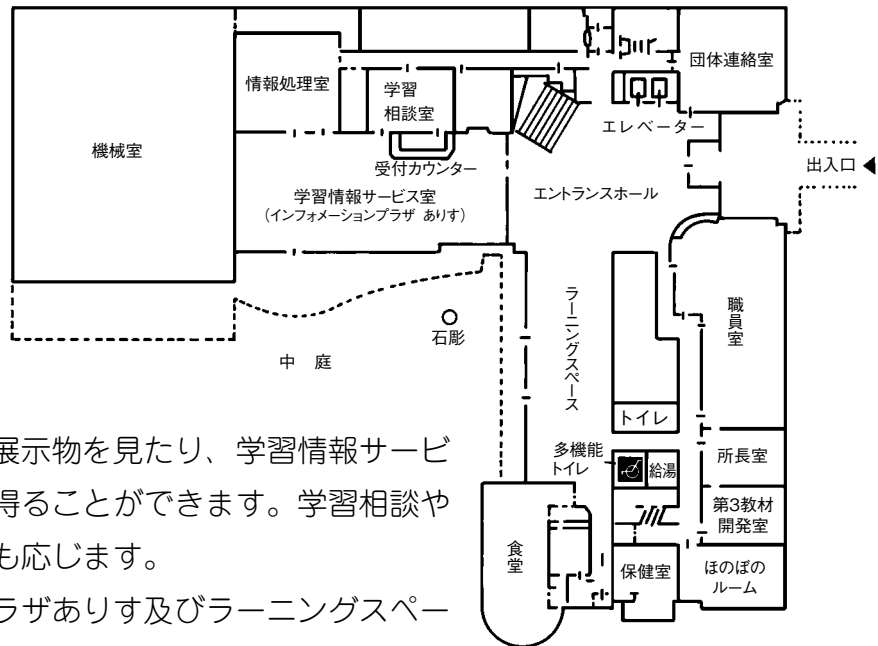
階	室名	面積 (㎡)	定員 (人)	機能	主な設備
1	学習情報サービス室 (ｲﾝﾌｫﾐｰｼｮﾝﾌﾟﾗﾝﾞ ありす)	242.50	/	勉強やミーティングに活用できる。	ミーティングテーブル、パソコン
	学習相談室	43.68	/	生涯学習・ボランティアに関する相談ができる。	パソコン
	団体連絡室	79.64	/	地域の社会教育関係団体に貸出している。	
	ラーニングスペース	160.00	/	勉強やミーティングに活用できる。	ミーティングテーブル
	ほのぼのルーム	51.68	/	託児利用ができる。	
	第3教材開発室	39.00	/	センター事業等の教材開発を行う。	
	食堂	122.00	/	軽食喫茶の利用ができる。	
2	大研修室	432.30	312	収納式座席で多目的な研修ができる。	大型スクリーン、放送機器、プロジェクター、16ミリ映写機
	第1研修室	181.44	120	教室型で研修ができる。	放送機器、テレビ、DVD
	第2研修室(R)	58.50	18	ラウンド型で研修ができる。	
	第3研修室	60.84	26	教室型で研修ができる。	
	第4研修室(R)	39.36	12	ラウンド型で研修ができる。	
	第5研修室	80.34	48	教室型で研修ができる。	スクリーン
	第6研修室	78.00	36	教室型で研修ができる。	スクリーン
	第7研修室	39.00	16	教室型で研修ができる。	
第8研修室(R)	79.64	18	ラウンド型で研修ができる。	テレビ、VTR、スクリーン	
3	第1工作室	64.28	16	木工の実習ができる。	糸のこ盤、グラインダー
	第2工作室	111.65	16	金工、陶芸の実習ができる。	金工具、粘土練り機、ろくろ
	和室	119.83	80	和室での研修ができる。	炉釜、座卓
	調理実習室	80.34	16	調理の実習ができる。	調理台、冷蔵庫、電子レンジ、スクリーン
	第1教材開発室	80.34	/	センター事業等の教材開発を行う。	テレビ、ブルーレイプレイヤー
	教材編集室	75.00	/	教材編集ができる。	VHS、Hi8、DV、DVD、βカム編集・ダビング装置
第1多目的研修室	203.00	/	フローリングで鏡が設置され、音楽や演劇などに関する研修ができる。		
4	第9研修室	80.34	20	教室型で研修ができる。	
	第10研修室	78.00	20	コンピュータの実習ができる。	パソコン、プリンター
	第2多目的研修室	80.34	45	教室型で研修ができる。	
	視聴覚ライブラリー	80.34	/	ビデオ教材等を所蔵。	
	第2教材開発室	147.00	/	センター事業等の教材開発を行う。	

※(R)はラウンド型の研修室

6 施設の概況

交流

1F



だれでも気軽に訪れて展示物を見たり、学習情報サービス室でさまざまな情報を得ることができます。学習相談やボランティア相談などにも応じます。

インフォメーションプラザありす及びラーニングスペースにてFREE Wi-Fiを使用できます。



インフォメーションプラザ ありす
(学習情報サービス室) 受付カウンター



インフォメーションプラザ ありす
(学習情報サービス室) ラーニングスペース

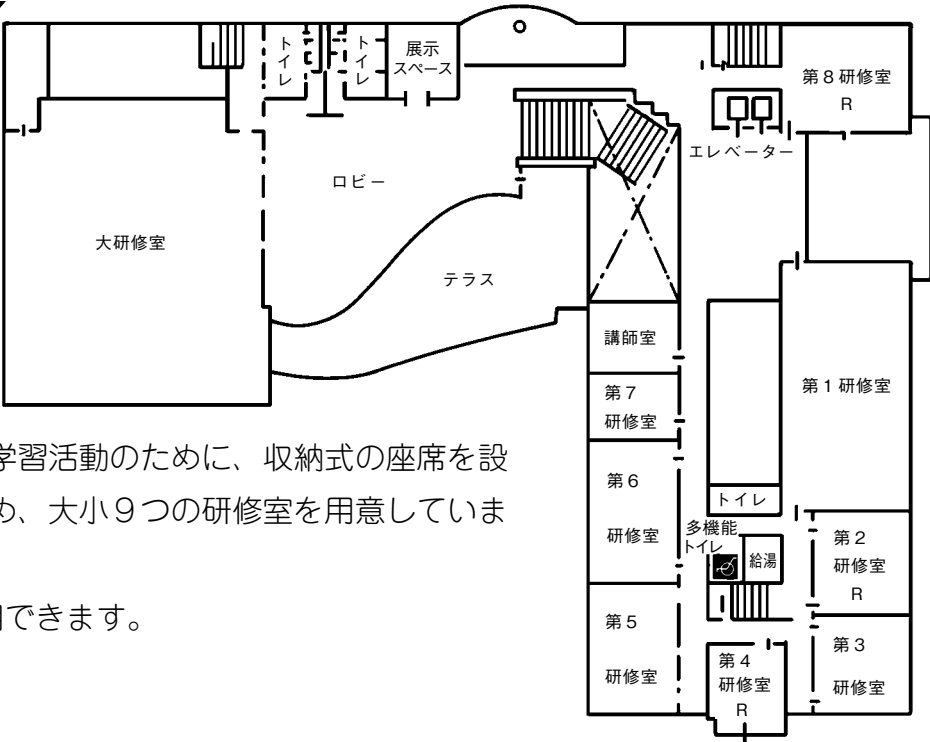


ほのぼのルーム



中庭

学 習
2 F



講演や研修などの学習活動のために、収納式の座席を設けた大研修室をはじめ、大小9つの研修室を用意しています。

FREE Wi-Fiが使用できます。

※Rはラウンド型の研修室



大研修室



講師室



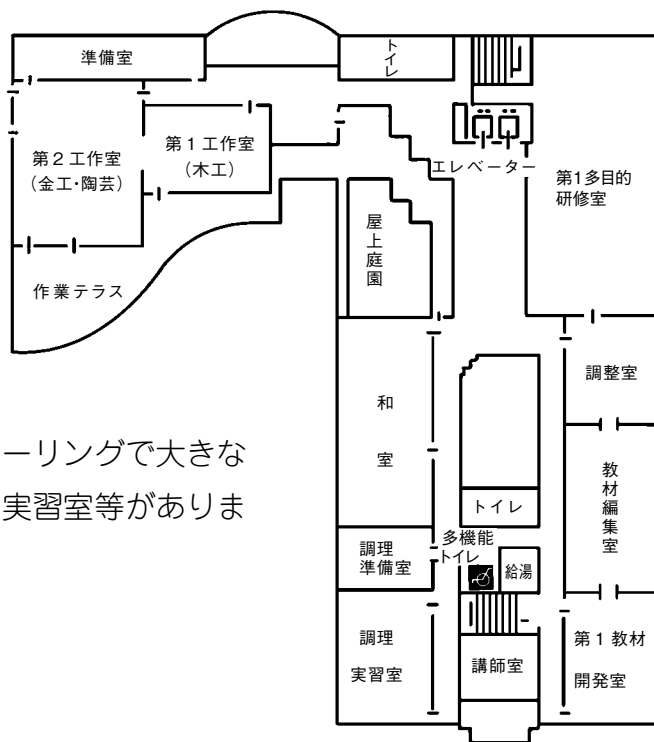
第1研修室



第8研修室

創造

3F



工作室、調理実習室、和室、及びフローリングで大きな鏡が整っている第1多目的研修室などの実習室等があります。

FREE Wi-Fiが使用できます。



第1多目的研修室



第1工作室



和室



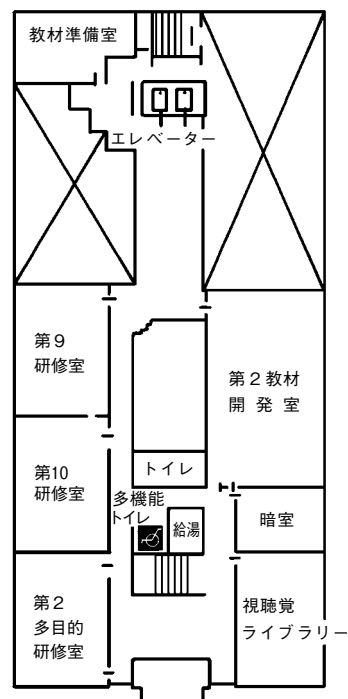
調理実習室

体験

4 F

パソコンなどの教育メディアを体験学習するための実習室があります。視聴覚ライブラリーには、過去に使用されていたビデオ教材等が保管されています。

FREE Wi-Fiが使用できます。



第9研修室



視聴覚ライブラリー

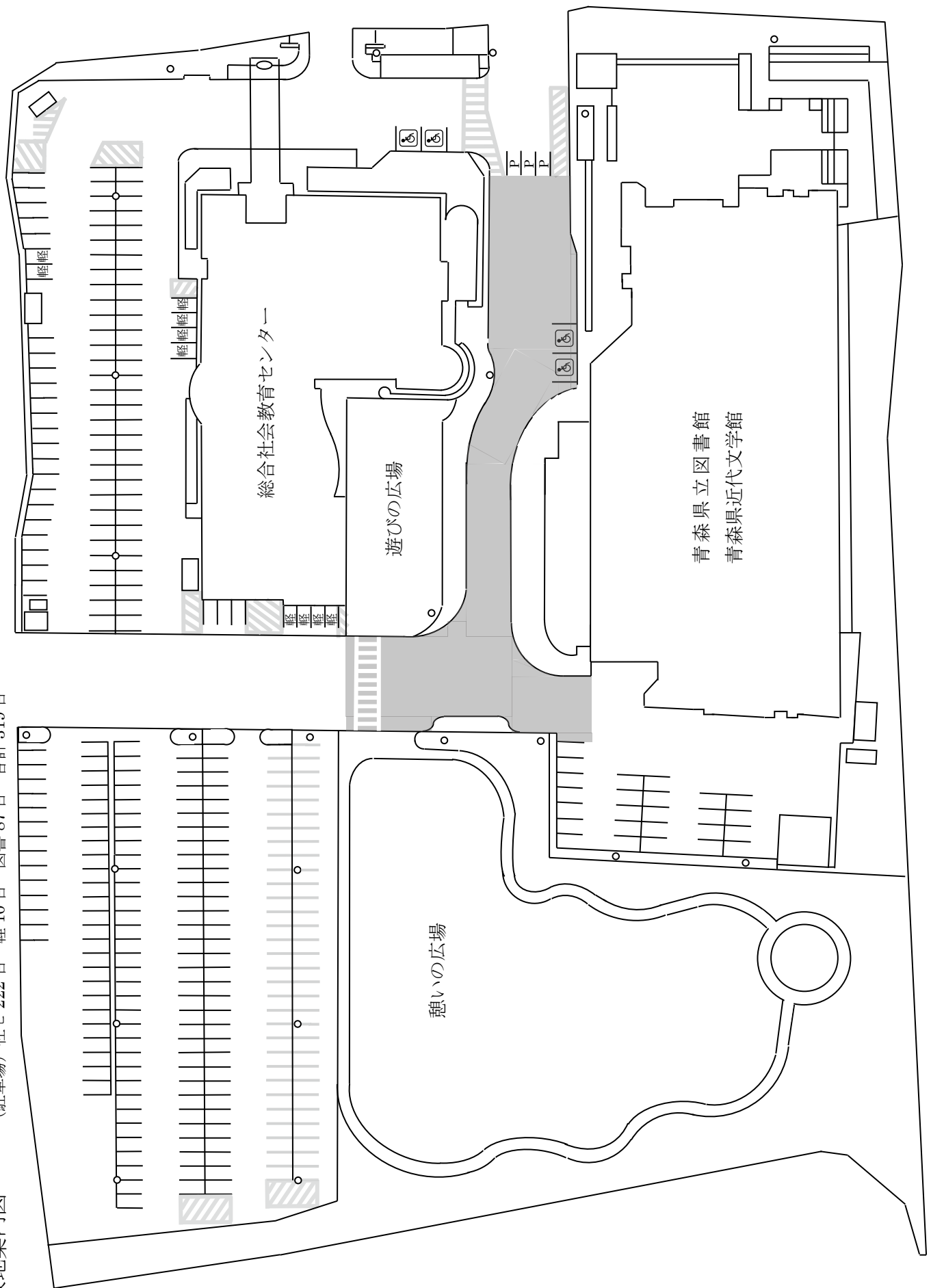


第10研修室



第2多目的研修室

敷地案内図 (駐車場) 社セ 222 台 軽 10 台 図書 87 台 合計 319 台



7 使用案内

●休 所 日

毎月第4月曜日、祝日（土曜日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）

●使用時間

午前9時～午後7時

●使用手続き

- 1 7日前（原則）までに使用申込書を提出してください。（郵送による申込みもできます。）
- 2 使用申込書には、研修計画を一部添付してください。
- 3 使用料は、前納してください。
- 4 使用するとき、使用承認書を提示してください。

●以下の項目に該当する場合は、使用が制限されます。

- 1 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 2 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 3 センターの管理運営上支障があるとき。

●使用上の留意事項

- 1 使用時間には、会場準備や後始末等に要する時間を含みます。
- 2 使用承認を受けた施設、設備、器具以外の立入や使用はできません。
- 3 使用を終了したら、ただちに使用場所を原状にもどして、職員の確認を受けてください。
- 4 施設内における物品の販売はできません。
- 5 飲食は、決められた場所以外ではできません。建物内及び敷地内は禁煙です。
- 6 施設内での飲酒はできません。
- 7 使用条件に違反した場合又は偽りの手段で使用承認を受けた場合は、承認を取り消すことがあります。

■使用料（1時間単位） 受講料等を徴収する場合は、割増料金が適用されます。

室名	定員	基本料金	割増料金	室名	定員	基本料金	割増料金
大 研 修 室	312人	3,460円	4,490円※1	第 7 研 修 室	16人	220円	440円
			5,190円※2	第 8 研 修 室	18人	590円	1,180円
			6,220円※3	第 9 研 修 室	40人	590円	1,180円
			6,920円※4	第 10 研 修 室	20人	590円	1,180円
第 1 研 修 室	120人	1,220円	2,440円	第 1 多目的研修室	約50人	1,520円	3,040円
第 2 研 修 室	18人	340円	680円	第 2 多目的研修室	20人	590円	1,180円
第 3 研 修 室	26人	340円	680円	和 室	80人	820円	1,640円
第 4 研 修 室	12人	220円	440円	第 1 工 作 室	16人	450円	900円
第 5 研 修 室	48人	590円	1,180円	第 2 工 作 室	16人	820円	1,640円
第 6 研 修 室	36人	590円	1,180円	調 理 実 習 室	16人	590円	1,180円

大研修室は、徴収する受講料等の金額に応じて4段階の割増料金が適用されます。

※1 最高額が1,000円未満の場合。

※2 最高額が1,000円以上2,000円未満の場合。

※3 最高額が2,000円以上3,000円未満の場合。

※4 最高額が3,000円以上の場合。

■使用料免除 下表により使用料の全部又は一部を免除します

全額免除	1 社会教育関係団体等が、社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が県域に及ぶ場合。 2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が教育活動のために使用する場合。
半額免除	1 社会教育関係団体等が、社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が市町村域に及ぶ場合。 2 大学、専修学校又は各種学校が、教育活動のために使用する場合。 3 市町村が社会教育事業のために使用する場合。

上記のほか、所長が特に使用料の免除の必要を認めた場合は、使用料の全部の額又は2分の1に相当する額を免除します。

8 令和6年度施設利用状況

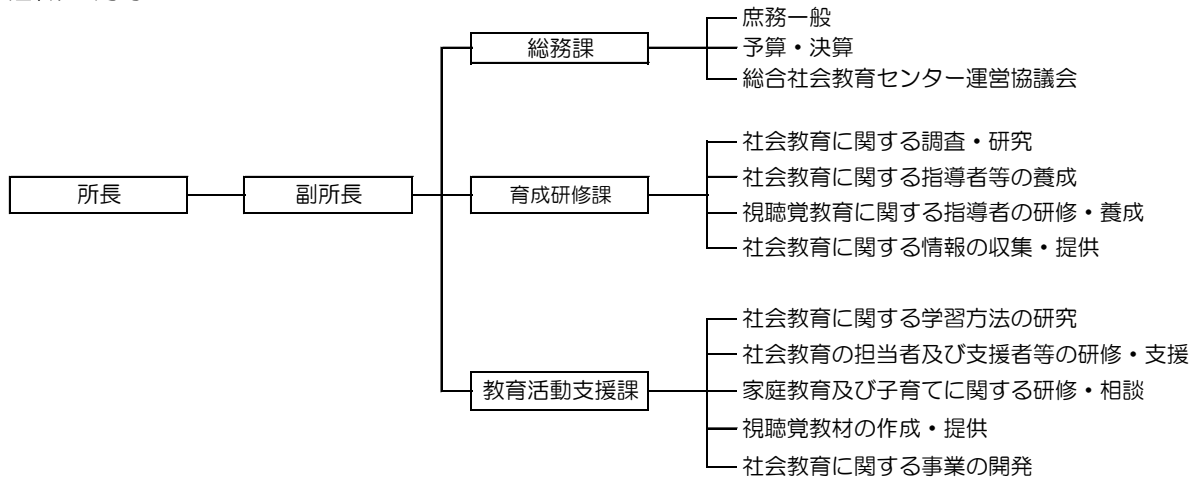
	研修室等利用								学習情報サービス室 (ありず)		ロビー (ラウンジ スペース)	総 計 人員	累 計 人員
	主催事業		個人		団体利用		計		人員	日数			
	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数					
4月	61	6	40	3	3,489	27	3,590	27	933	28	365	4,888	4,888
5月	283	12	50	5	2,892	29	3,225	29	1,005	28	496	4,726	9,614
6月	319	13	76	9	4,514	29	4,909	29	1,123	29	667	6,699	16,313
7月	726	11	63	7	3,299	29	4,088	29	1,057	29	509	5,654	21,967
8月	267	11	62	7	3,220	28	3,549	28	1,145	29	689	5,383	27,350
9月	243	15	92	9	4,234	27	4,569	27	1,164	27	566	6,299	33,649
10月	1,029	11	101	9	3,636	30	4,766	30	1,016	29	407	6,189	39,838
11月	127	9	105	10	4,083	28	4,315	28	1,050	28	519	5,884	45,722
12月	67	8	100	8	3,434	27	3,601	27	950	27	374	4,925	50,647
1月	84	7	56	9	2,360	26	2,500	26	820	26	344	3,664	54,311
2月	473	7	60	7	2,707	25	3,240	25	861	25	363	4,464	58,775
3月	114	5	80	9	2,250	28	2,444	29	808	29	470	3,722	62,497
合 計	3,793	115	885	92	40,118	333	44,796	334	11,932	334	5,769	62,497	
(昨年度)	(4,588)	(123)	(651)	(52)	(39,467)	(305)	(44,706)	(333)	(12,065)	(336)	(6,247)	(63,018)	

(団体利用内訳)

	団体利用		内 訳													
			社会教育団体		学校教育団体		学校		大学等		モデル団体等		公共団体		民間団体	
	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数
4月	3,489	27	1,059	14	1,309	15							500	7	621	16
5月	2,892	29	629	10	1,612	23					40	1	408	8	203	12
6月	4,514	29	1,051	21	1,877	24					2	1	738	13	846	16
7月	3,299	29	687	16	855	14					30	1	955	13	772	16
8月	3,220	28	443	12	1,018	15							1,475	19	284	12
9月	4,234	27	1,117	19	1,444	18							734	14	939	17
10月	3,636	30	818	16	621	13					16	1	614	15	1,567	21
11月	4,083	28	1,406	24	705	16	8	2	230	2	16	1	1,162	19	556	14
12月	3,434	27	951	16	948	13					130	3	1,231	16	174	5
1月	2,360	26	424	12	729	14			15	1	32	2	541	12	619	12
2月	2,707	25	718	17	784	14					70	4	490	8	645	15
3月	2,250	28	1,133	20	73	7					84	4	256	7	704	16
合 計	40,118	333	10,436	197	11,975	186	8	2	245	3	420	18	9,104	151	7,930	172
(昨年度)	(39,467)	(305)	(10,928)	(209)	(11,123)	(191)	(291)	(2)	(20)	(1)	(257)	(9)	(9,468)	(255)	(7,380)	(164)

9 職員組織

組織・分掌



令和7年度事務分掌

役職名	氏名	事務分掌
所長	白戸明子	
副所長	今泉武寿	教育政策課（学校の幸せ推進室）兼務
[総務課] 総務課長	崎野 撰	・課総括、所内総務総括、運営協議会、指定管理者との連絡会議
主幹 （副課長）	木村明子	・指定管理者との連絡調整（各種報告関係含む。）、研修室等使用料減免、施設使用料歳入調定、監査、会計年度任用職員任用、統合庶務システム、庶務一般、文書
主事	藤原悠平	・予算、決算、歳出（図書館関係、総合社会教育センターの工事・修繕関係）、施設維持管理業務及び施設許可業務（指定管理者関係）、施設整備関係、公有財産関係、施策及び事業点検・評価、行財政改革
[育成研修課] 育成研修課長	新山隆男	・課総括
総括主幹専門員 （副課長）	佐藤久常	・行事予定、広報、掲示板管理、各種調査関係、あおもり県民カレッジに関すること（生涯学習フェア、校友会等）
指導主事	平沢和哉	・視聴覚教育研修講座、社会教育に関する調査・研究、所報
指導主事	六角健太	・青森と自分の未来を“カタル”！「キャリアサポ」事業、社会教育プレ団体サポート事業
社会教育主事	眞嶋朗晋	・パワフルAOMORI！創造塾、北海道・東北5道県生涯学習センター等研修交流会
主事	寺口桃愛	・青森県視聴覚ライブラリー運営事業、事業予算執行等（総合社会教育センター関係講師謝金・旅費、物品、広報）
主事	加藤緑子	・高校生スキルアッププログラム推進事業、学習情報の収集・提供事業、ホームページ運営
[教育活動支援課] 副参事 （教育活動支援課長事務取扱）	川嶋和代	・課総括
社会教育主事 （副課長）	佐々木祥子	・社会教育に関する調査・研究、研究紀要、生涯学習・社会教育関係職員研修講座、弘前大学教職大学院観察実習、弘前大学社会教育実習、総合学校教育センター連携講座、生涯学習課・社会教育センター合同学習会、各教育事務所との連絡調整
社会教育主事	荒木関文俊	・地域学校協働活動推進のための研修、地域と学校をつなぐキャリア教育研修会、地域に根ざしたキャリア教育推進フォーラム、行事予定・広報・掲示板の管理、各調査回答・提出文書等取りまとめ、生涯学習フェアに関すること、各地区教育支援プラットフォーム関係会議
社会教育主事	高橋俊輔	・あおもり家庭教育力向上事業（アドバイザー派遣含む。）、家庭教育相談「すこやかほっとライン」（相談機関合同連絡会議含む。）、家庭教育支援動画等制作
社会教育主事	橋本政孝	・青森で生きる未来人財育成事業（高校生地域活動促進事業）、家庭教育支援動画普及、教育支援プラットフォーム「我が社は学校教育サポーター」企業等登録・運用、ボランティア担当職員研修講座、事業一覧（オレンジ冊子）

10 沿革

- 昭和56年 4月／青森県総合社会教育センター（仮称）建設構想策定委員会発足
昭和57年 6月／青森県総合社会教育センター（仮称）建設構想検討委員会発足
60年 2月／基本構想設計決定
12月／実施設計完了
61年 3月／用地購入及び造成工事完了
青森県社会教育委員会議が「県立総合社会教育センターのあり方について」研究報告
事業開発構想委員会が「総合社会教育センターの事業について」研究協議
7月／特殊基礎工事着工
10月／特殊基礎工事完了
62年 3月／本体工事着工
5月／工事の安全祈願祭
63年 3月／データバンク研究委員会が「学習情報システムについて」研究協議
8月／事業懇話会を開催
9月／外構工事着工
平成元年 5月／本体工事完了、外構工事完了
7月／青森県総合社会教育センター条例、青森県総合社会教育センター規則施行
初代所長佐藤圭一郎他職員20名（他に非常勤相談員等5名）発令
落成記念式典及び開所記念事業を実施
平成2年 4月／事業拡充（職員2名増員）
平成3年 4月／事業拡充（職員2名増員）
平成5年 9月／全国生涯学習・社会教育センター研究協議会開催
平成8年10月／北海道・東北地区生涯学習情報シンポジウム開催
平成14年10月／全国文化・学習情報提供機関ネットワーク協議会全国大会開催
平成18年 4月／事務（県立図書館）の共同実施（職員1名増員）
平成24年 4月／業務の一部に指定管理者制度を導入
指定管理者：日本人材発掘・ビルネットグループ
平成27年 4月／指定管理者：日本人材発掘・ビルネットグループ
平成30年 4月／指定管理者との協定の期間が5年間となる
指定管理者：豊かな学びを育む青い森グループ
令和5年 4月／指定管理者：学び・生かすあおもりグループ

青森県総合社会教育センター条例

(設置)

第一条 社会教育の充実振興を図り、県民の生涯にわたる学習意欲の高揚及び学習活動の進展に資するため、青森市に青森県総合社会教育センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務)

第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 社会教育に関する調査及び研究に関すること。
- 二 社会教育に関する事務に従事する者の研修及び社会教育に関する指導者の養成に関すること。
- 三 社会教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 四 社会教育及び家庭教育並びに県民の学習活動に関する相談に関すること。
- 五 社会教育に関する新たな事業の開発に関すること。
- 六 社会教育としての講座の開設及び講習会、講演会その他の集会の開催に関すること。
- 七 視聴覚教育に関する指導者の研修及び養成並びに視聴覚教育に関する教材の作成及び提供に関すること。
- 八 社会教育及び県民の学習活動のためその施設を利用させること。
- 九 その他社会教育の充実振興に必要な業務を行うこと。

(職員)

第三条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第四条 センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用料)

第五条 前条の規定により使用の承認を受けた者（次項において「承認使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他承認使用者の責めによらない理由によりセンターの当該施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第七条 教育委員会は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

2 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

(委任)

第八条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第40号）

- 1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第37号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第28号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第57号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第51号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

一 大研修室

区 分		金額(1時間につき)
受講料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合		3,460円
受講料その他これに類する料金を徴収して使用する場合	最高額が1,000円未満のとき	4,490円
	最高額が1,000円以上2,000円未満のとき	5,190円
	最高額が2,000円以上3,000円未満のとき	6,220円
	最高額が3,000円以上のとき	6,920円

二 大研修室以外の研修室等

イ 受講料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合

区 分	金額(1時間につき)
第 1 研 修 室	1,220円
第 2 研 修 室	340円
第 3 研 修 室	340円
第 4 研 修 室	220円
第 5 研 修 室	590円
第 6 研 修 室	590円
第 7 研 修 室	220円
第 8 研 修 室	590円
第 9 研 修 室	590円
第 10 研 修 室	590円
第 1 多 目 的 研 修 室	1,520円
第 2 多 目 的 研 修 室	590円
和 式 研 修 室	820円
第 1 工 作 室	450円
第 2 工 作 室	820円
調 理 実 習 室	590円

- ロ 受講料その他これに類する料金を徴収して使用する場
イの場合の使用料の額の2倍に相当する額
- 三 食堂施設
知事が定める額

青森県総合社会教育センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県総合社会教育センター条例(平成元年3月青森県条例第5号。以下「条例」という。)第8条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成17年3月青森県条例第6号)第6条の規定に基づき、青森県総合社会教育センター(以下「センター」という。)の組織及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(分課)

第二条 センターに総務課、育成研修課及び教育活動支援課を置く。

(所掌事務)

第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公印の保管に関すること。
 - 二 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
 - 三 文書類の收受及び発送に関すること。
 - 四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に関すること。
 - 五 予算及び決算に関すること。
 - 六 物品の出納及び管理に関すること。
 - 七 使用の承認並びに使用料の徴収及び免除に関すること。
 - 八 施設設備(実習用機器を除く。)の管理に関すること。
 - 九 青森県総合社会教育センター運営協議会に関すること。
 - 十 教育長が定めるセンター及び青森県立図書館に共通する事務の処理に関すること。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、庶務一般に関すること。
- 2 育成研修課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 社会教育に関する調査及び研究(教育活動支援課において行うものを除く。)に関すること。
 - 二 社会教育に関する指導者の養成に関すること。
 - 三 視聴覚教育指導者の研修及び養成に関すること。
 - 四 社会教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - 五 社会教育としての講座の開設及び講習会、講演会その他の集会の開催に関すること。
 - 六 実習用機器の管理に関すること。
- 3 教育活動支援課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 社会教育に関する学習方法の研究に関すること。
 - 二 社会教育に関する業務に従事する者の研修に関すること。
 - 三 社会教育及び家庭教育並びに県民の学習活動に関する相談に関すること。
 - 四 視聴覚教育に関する教材の作成及び提供に関すること。
 - 五 社会教育に関する教材の開発に関すること。
 - 六 社会教育に関する新たな事業の開発に関すること。

(職員の職)

第四条 センターに次の職を置く。

- 一 所長
 - 二 副所長
 - 三 課長
 - 四 社会教育主事
- 2 前項に規定する職のほか、必要に応じ次の職を置く。
- 一 副課長
 - 二 総括主幹

三 総括主幹専門員

四 主幹

五 指導主事

六 主幹専門員

七 主査

八 主任専門員

九 主事

十 専門員

3 前2項各号に掲げる職は、事務職員、社会教育主事又は指導主事をもつて充てる。

4 第1項及び第2項に規定する職のほか、技能技師を置くことができる。

(職員の職務)

第五条 所長は、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐し、所務を整理する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

4 社会教育主事及び指導主事は、上司の命を受け、社会教育に関する専門的技術的な助言と指導に関する事務に従事する。

5 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

6 総括主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

7 総括主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

8 主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理する。

9 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事務を掌理する。

10 主査は、上司の命を受け、重要な事務に従事する。

11 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務に従事する。

12 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

13 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事する。

14 技能技師は、上司の命を受け、技能的業務に従事する。

(開所時間)

第六条 センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、所長が特に使用を承認した場合は、この限りでない。

(休所日)

第七条 センターの休所日は、次のとおりとする。

一 毎月第4月曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日

三 年末年始 12月29日から12月31日まで及び1月2日から1月3日まで

四 前3号に掲げるもののほか、所長が休所の必要を認めた日

2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めたときは、休所日に開所することができる。

(使用手続)

第八条 条例別表第1号及び第2号に掲げる施設(以下「研修施設」という。)を使用しようとする者は、原則として使用の日の7日前までに、

使用申込書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 所長は、研修施設の使用を承認したときは、使用承認書を交付するものとする。
- 3 前項の使用承認書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例に定める使用料を前納しなければならない。
- 4 使用者は、使用当日、使用承認書を提示したのち使用するものとする。

（使用承認の制限）

第九条 所長は、条例第7条第1項に規定する場合のほか、研修施設の使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を承認しないものとする。

- 一 条例第2条第8号に規定する利用の目的に反するとき。
- 二 センターの管理運営上支障があるとき。

（使用承認の取消し等）

第十条 所長は、次に掲げる場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- 二 使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。
- 三 使用者が偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。
- 四 使用者が条例又はこの規則に違反したとき。

（原状回復等）

第十一条 使用者は、研修施設の使用を終了したときは、ただちに使用場所を原状に回復し、職員の確認を受けなければならない。前条の規定により使用の制限を受けた場合も同様とする。

（運営協議会）

第十二条 センターの円滑な運営に資するため、青森県総合社会教育センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。
2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

（使用料の免除）

第十三条 所長は、研修施設の使用が次の各号の一に該当する場合は、条例第6条の規定により使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。

- 一 教育長が別に定める基準に該当する社会教育関係団体等（以下「団体」という。）が社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が県域に及ぶ場合 使用料の全部の額
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する学校（大学を除く。）が教育活動のために使用する場合 使用料の全部の額
- 三 団体が社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が市町村域に及ぶ場合 使用料の2分の1に相当する額
- 四 法第1条、第124条又は第134条に規定する大学、専修学校又は各種学校が教育活動のために使用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- 五 市町村が社会教育事業のために使用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- 六 前各号に掲げるもののほか、所長が特に使用料の免除を必要と認めた場合 使用料の全部の額又は2分の1に相当する額

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十四条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 条例第2条に規定する業務のうち、第4号（県民の学習活動に関する

相談に限る。）、第8号その他の県民の学習活動の支援に関する

- 二 条例第4条の規定によるセンターの施設（食堂施設を除く。）の使用の承認に関すること。
- 三 条例第7条並びにこの規則第9条及び第10条の規定による使用の制限等に関すること。
- 四 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。
- 五 その他センターの管理に関し必要な業務

（指定管理者に管理を行わせた場合の開所時間等）

第十五条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開所時間及び休所日は、第6条本文に規定する開所時間及び第7条第1項に規定する休所日を基準として指定管理者があらかじめ所長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定により定めた開所時間を変更し、及び同項の規定により定めた休所日に開所し、又は当該休所日以外の日に休所することができる。

（施行事項）

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成6年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第3号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県総合社会教育センター規則の規定は、この規則の施行の日以後の青森県総合社会教育センター条例（平成元年3月青森県条例第5号）別表第1号に掲げる施設の使用について、この規則の公布の日以後に使用申込書を提出するものから適用する。

附 則（平成16年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第12号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成19年12月26日）

附 則（平成22年教委規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育基本法（関係条項のみ抜粋）

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであるとして、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

社会教育法（関係条項のみ抜粋）

（社会教育の定義）

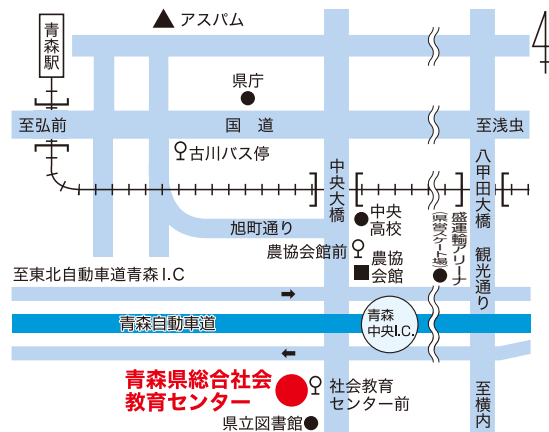
第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、



[利用案内]

- 開所時間/9：00～19：00
- 休 所 日/毎月第4月曜日
祝日(土曜日を除く)
年末年始(12月29日～1月3日)

[交通案内]

社会教育センター前で降車 徒歩 1分

■バス利用【市営バス】

- ・青森駅前④のりばから K 43青森朝日放送行（観光通り線）
- ・青森駅前⑥のりばから M 43青森朝日放送行、M 44野木行（いずれも旭町通り線）
M 38流通団地・南部工業団地行（旭町通り線）
L 43青森朝日放送行（中央大橋線）
- ・国道古川③のりばから M 43青森朝日放送行、M 44野木行（いずれも旭町通り線）
M 38流通団地・南部工業団地行（旭町通り線）
- ・国道古川⑧のりばから L 43青森朝日放送行（中央大橋線）

■バス利用【市バス】

- ・青森駅前⑥のりばから 浪岡駅行（空港経由）、高田中学校行（南旭町経由）
- ・国道古川③のりばから 浪岡駅行（空港経由）、
高田中学校行、入内行、大柳辺行、青い森病院行（いずれも南旭町経由）
- ・国道古川⑧のりばから 高田中学校行、入内行、大柳辺行、青い森病院行（いずれも中央大橋経由）

青森県総合社会教育センター

〒030-0111 青森市荒川字藤戸119-7

TEL 017-739-1252（総務課）
017-739-1253（育成研修課）
017-739-1270（教育活動支援課）
017-739-0101（家庭教育相談（すこやかほっとライン））

FAX 017-739-1279

URL <https://www.alis.pref.aomori.lg.jp/>

（指定管理者：学び・生かすあおもりグループ）

TEL 017-739-1251（研修室使用）
017-739-0900（あおもり県民カレッジ事務局、生涯学習相談、
ボランティア相談、社会参加活動支援センター）

FAX 017-739-2570

URL <https://www.manabi-aomori.com>



[センターシンボルマーク]

人づくりの拠点として、県民の生涯にわたる学習の輪が、和をもって限りなく広がっていくことを願っています。家庭、学校、地域社会が一体となる姿を表現するとともに、色を青緑とし、伸びゆく緑豊かな青森県を表わしています。